

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 優良図書の推奨

子ども家庭課

○ 有害図書の指定

〃

○ 宇野港に所在するデータベースに係る使用料の徴収事務の委託

港湾課

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

会計課

○ 公共測量の実施

監理課

〃

〃

〃

〃

○ 公共測量の終了

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

◎岡山県告示第三百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年六月六日

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

共生型看護小規模多機能ホーム桃の鈴花

倉敷市玉島乙島七一九〇―五

令和五年六月一日

看護小規模多機能ホーム桃の風花

倉敷市玉島道口九七―一

令和五年六月一日

訪問看護ステーション トワエモア倉敷

倉敷市西岡一六〇―一 エレガンスN一〇七

令和五年六月一日

◎岡山県告示第三百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

てぜん内科クリニック

倉敷市水江一

令和五年六月一日

訪問看護ステーションひこうきぐも

津山市押入七九一―一

令和五年六月一日

◎岡山県告示第三百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年六月六日

指定を辞退した医療機関

名称

佐古薬局

所在地

津山市川崎一〇三

岡山県知事

伊原木

隆

太

辞退年月日

令和五年五月三十一日

◎岡山県告示第三百十号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
令和五年六月六日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	たんぽぽのふね	まるやま あやこ	作	世界文化社	幼 児
2	まもれるよ おとなになるれんしゅう	安藤 由紀	作	岩崎書店	小 学 生 (低)
3	ものがたりがうまれるとき	デボラ・ホブキンソン ハドリー・フーパー せな あいこ スーザン・ヴェルデ ピーター・レイノルズ 島津 やよい	文 文 絵 文 絵 訳	評論社	小 学 生 (中)
4	ぼくはぼく	林 ユミ	絵	新 評 論	”
5	きみがきみらしく生きるための子どもの権利	甲斐田 万智子	監修	KADOKAWA	”
6	草の背中	吉田 道子	著	あすなる書房	小 学 生 (高)
7	おこづかいの賢い使い方	さげさか のりこ クオン・ジエウオン わたなべ なおこ	絵 作 訳	”	”
8	青春サザリ。夢をあきらめない	田中 タ子/日々野 恭三 オザワ部長/青木 美帆 くじょう	文 文 絵	ポプラ社	中 学 生

◎岡山県告示第三百十一号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原 隆 大

番号	種別	名称	発行	者等
1	雑誌	昭和39年の俺たち 5月号	一水	社
2	〃	特ダネTABOO! 44 GW美女ワケワケ号	インテルフ	イン
3	〃	実話ナックルズ 6月号	大洋	図書
4	〃	臨時増刊 ラザークズ VOL. 31	〃	〃
5	〃	実話ナックルズ GOLDドキュメント Vol. 1. 7	〃	〃

◎岡山県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、  
徴収の事務を次のとおり委託した。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 に掲げる使用料の徴収の事務
- 二 委託した収入の種類
- 岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）に基づく  
使用料のうち、宇野港に所在するビクターパークに係るもの
- 三 委託を受けた者の所在地及び名称
- 岡山県玉野市築港一丁目一番三号
- 公益社団法人玉野市観光協会
- 四 委託を受けた事務を行う場所
- 岡山県玉野市築港一丁目一番三号
- 五 委託の期間
- 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

◎岡山県告示第三百十三号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、令和五年二月二十四日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。  
令和五年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在地 総社市美袋四八三一二	名称及び代表者の氏名 晴合の国岡山農協 同組の昭和支店 支店長 細川高志	売りさばき場所 総社市美袋四八三一二
-------------------	---	-----------------------

〔二八九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡美咲町江与 味地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年五月二十三日から 同年八月三十一日まで	測量期間

〔二九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、井原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

内 井原市木之子町地	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和五年六月一日から同年十二月二十六日まで	測 量 期 間

令和5年6月6日 岡山県公報 第12503号

〔二九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人国立印刷局理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市東区久保、河本町、西大寺東及び西大寺上地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和五年六月十二日から同年十二月三十一日まで

〔二九二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市哲多町蚊家 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年五月十五日	終了年月日

〔二九三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年六月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字前池尻一〇三〇―一、一〇三〇―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市庄新町二―二―一八

杉井 哲也

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二十三日岡山県指令建指第五二二号

〔二九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年六月六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字作山二三三一一、二三三七一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪七九一―一KパティオN一〇一号室

草地 優希

草地 菜々子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年三月二十八日岡山県指令建指第五三八号

〔二九五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町矢尾字丸山一七五―五、一七六、一七七、一七八、一八一、  
一七五―三の一部、一七五―三地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市老松町二丁目一―五

岡南土地倉敷有限公司

代表取締役 松田 隆志

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二十六日岡山県指令建指第三九二号

〔二九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年六月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町矢尾字丸山一七五―五、一七六、一七七、一七八、一八一、  
一七五―三の一部、一七五―三地先水路

二 公共施設の種別

道路、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において  
閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市老松町二丁目一―五

岡南土地倉敷有限公司

代表取締役 松田 隆志

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二十六日岡山県指令建指第三九二号